

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成22年6月29日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	課長 田之上英治
	監察監督官 井上 剛宏 電話(073)-488-1150

社会福祉事業者に対する監督指導結果

～ 83%の事業場で違反が認められる ～

和歌山労働局(局長 ^{まついはるちか} 松井玄考)は、管下の5つの労働基準監督署が、社会福祉事業者に対して実施した平成20年度、21年度の監督指導状況を取りまとめた。

監督指導実施事業場54のうち、83%で違反が認められ、その内容は、労働時間、割増賃金、就業規則の届出等、労働基準法の基本的な事項が数多く指摘されているほか、指摘の内容は、健康診断や衛生管理者の選任等の労働安全衛生法関係にも及んでいた(別添「社会福祉事業者に対する監督指導結果」参照)。

和歌山労働局では、平成22年度以降については、介護施設を中心とした社会福祉事業を重点対象業種として位置づけ、同事業場に対して、一般労働条件の確保・改善及び安全衛生管理の確立を目標とし、引き続き、重点的に監督指導を実施することとしている。

また、和歌山県及び関係する団体と連携して集団指導(説明会)等も積極的に開催し、社会福祉施設における職場環境の改善に努めることを計画している。

* 1 監督指導

労働基準監督署では、賃金の支払いや労働時間の管理などが適正に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているかを確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問する監督指導を実施している。

監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告によりその是正を図る行政指導を行っている。

平成21年度の和歌山県下の監督指導(定期監督)の件数は1172件で、そのうち何らかの法令違反が認められたのは64%であり、社会福祉事業場の違反率は全体の違反率より19ポイント高い結果となっている。

* 2 平成22年1月を中心に実施した介護事業場(社会福祉事業者)への自主点検結果において、約63%の事業場で問題がみられた。

社会福祉事業者に対する監督指導結果

第 1 監督結果集計期間及び監督実施事業場数等

平成 20 年度及び 21 年度（平成 20 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

監督実施事業場数	内違反事業場数	違反率
5 4	4 5	8 3 %

第 2 違反内容及び件数

	違 反 内 容	法 条 文	件数
労働 基準 法 関 係	最低賃金以上の賃金を支払っていないこと	最賃法第 4 条	3
	労働条件を明示（雇入通知書を交付）していないこと	労基法第 1 5 条	6
	適正な賃金の支払いがなされていないこと	労基法第 2 4 条	4
	法定労働時間を超えて労働させていること	労基法第 32 条他	1 7
	休憩時間の付与が法定を下回っていること	労基法第 3 4 条	1
	休日の付与が法定を下回っていること	労基法第 3 5 条	4
	時間外労働に対する割増賃金を不適正支払い	労基法第 3 7 条	2 4
	就業規則を作成・届け出していないこと	労基法第 8 9 条	1 3
	法令、就業規則等の周知がなされていない	労基法第 106 条	2
	労働者名簿を作成していないこと	労基法第 107 条	3
賃金台帳を調整していないこと	労基法第 108 条	1 0	
安 全 衛 生 法 関 係	1 年以内ごとに 1 回の定期健康診断を実施していないこと、	安衛則第 44 条	3
	深夜業従事者に対し半年毎に健康診断を実施していないこと	安衛則第 4 5 条	3
	健康診断の記録を作成・保存していないこと	安衛則第 5 1 条他	6
	健康診断結果報告書を提出していないこと	安衛則第 5 2 条	3
	衛生管理者を選任していないこと（50 人以上の事業場）	安衛法第 12 条	3
	衛生推進者を選任していないこと（10 人以上の事業場）	安衛法第 12 条の 2	1
	産業医を選任していないこと	安衛法第 1 3 条	2
	衛生委員会を設置していないこと	安衛法第 1 8 条	5
衛生委員会を定期に開催していないこと。	安衛則第 23 条	1	

（注）複数の違反が認められた事業場が存在するため、違反事業場数合計とは一致しない